

## 本市立学校事務職員の逮捕について

本市立学校に勤務する事務職員が勤務先の小学校において学校徴収金等を横領等する事案が発覚したため、教育委員会は、この事実について令和4年11月30日付けで大阪府警察に告発し、令和4年12月5日、当該事務職員が逮捕されました。保護者の皆様からお預かりした大切な学校徴収金等を本市教職員が横領するという重大な事態が発生し、関係の保護者の皆様をはじめ、市民の皆様にご迷惑を深くお詫び申し上げます。不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めます。

加えて、今後の警察の捜査に協力するとともに、当該職員に対して、速やかに、かつ厳正に対処いたします。

### 1 逮捕日

令和4年12月5日（月）

### 2 当該職員

市立小学校 事務職員（主事）（男性 35歳）

### 3 逮捕容疑

刑法第253条（業務上横領）

### 4 告発の事実

当該事務職員は、令和4年6月7日（火）頃から同月27日（月）頃までの間、計5回にわたり、学校徴収金を管理する口座から、現金合計205万5,402円を引き出し、自己の用に供するため、それぞれ着服して横領したものです。

教育委員会はこの事実について令和4年11月30日（水）、管轄する大阪府西堺警察署へ告発したものです（受理日：令和4年11月30日（水））。

### 5 告発に至る経緯

令和4年10月25日（火）夜、当該事務職員が校長へ横領の事実を告げ、その後、教育委員会の調査により、上記告発事実のほかにも横領を行っていたことが判明し、現時点で被害推定額は告発した205万5,402円を含め、合計約1,009万円となっています。被害額の確定に向け、教育委員会において引き続き調査を行います。

### 6 今後の対応等

○被害額についてさらに調査を進めます。また、横領により発生した損害については、一旦公費で負担することとなりますが、当該事務職員に求償します。

- 当該事務職員に対して厳正な処分を行います。
- 当該校以外での学校徴収金に係る不正行為の有無について、全市立学校園を対象に緊急点検を実施します。
- 不正行為を見逃さないための対応策として以下の点に取り組みます。
  - ・新たに学校徴収金の確認・点検シートを作成し、校長・教頭による漏れのない確実な確認・点検の実施を徹底します。
  - ・学校事務 OB 職員の巡回指導や学校間連携をすすめ、事務体制を強化することで、このような事案を二度と起こさないようにします。

## 7 参考

学校徴収金とは、児童等の学校給食にかかる費用（給食費）や、授業等で活用する副教材等を学校で一括購入する際に必要な費用（教材費）など、予め児童の保護者等から徴収する費用で、各学校において徴収・管理を行っています。

問 い 合 わ せ 先	（教職員の逮捕・処分について） 担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
	（教材費等について） 担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 電 話：072-228-7436 ファックス：072-228-7421
	（学校給食費について） 担 当 課：教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課 電 話：072-228-7489 ファックス：072-228-7256